

中小企業 いばらき

2019
NOVEMBER
No.733

11

【クローズアップ】

中小企業強靱化法と事業継続力強化計画認定制度



写真：いきいき茨城ゆめ国体（第74回国民体育大会） ラッキー広場

CONTENTS

●クローズアップ	1
●ニュースフラッシュ	8
●インフォメーション	11
●組合実務Q & A	13
●経済・労働リサーチ	15
●業況リポート	16
●中央会だより	18

発行所・編集発行人：



茨城県中小企業団体中央会

<http://www.ibarakiken.or.jp>

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 TEL.029-224-8030

JOYO CARD *Plus*

法人クレジットカード

法人
クレジットカードの
イトコロ

領収書の整理や
振込手続きなどの
経理処理が軽減

支払いが
一本化され
管理が容易に!!

ETCカードは
何枚発行しても
手数料無料!!

お問い合わせは

常陽 クイック
ビジネスセンター



0120-310-863

【受付時間】 平日9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

表紙の紹介

いきいき茨城ゆめ国体の「ラッキー広場」に9組合が出店

いきいき茨城ゆめ国体（第74回国民体育大会）が9月28日から10月8日までの11日間、ひたちなか市の笠松運動公園陸上競技場を主会場として開かれた。

全国から来県する選手・監督をはじめとする大会参加者等の飲食や休憩などの利便性を向上させるとともに、本県の観光地や特産品など郷土茨城を全国に発信する場となるよう、各競技会場には「ラッキー広場」が設けられ、茨城県の特産品や記念グッズの売店等が出店した。

開閉会式と陸上競技の会場となった笠松運動公園陸上競技場のラッキー広場には、県内の食品や工芸品関係の9組合が出店し、特産品等の販売を行った。

出店した各組合は、大会前から大会実行委員会と連携協力して来県者らを迎え入れる準備に励むなど側面から大会を盛り上げた。

各組合のブースでは、本県ならではの納豆や干し

いもなど自慢の特産品を陳列。試食を提供しながら商品の説明を行うとともに、茨城の歴史や文化、観光などの情報を提供するなど来県者をもてなした。

出店した組合関係者は「多くの来県者と接することができ貴重な体験となった。また茨城に足を運んでもらえたら嬉しい」と感想を述べた。

本会場に出店した組合は、次のとおり。

- 茨城県漬物工業協同組合（各種漬物）
- 茨城県酒造組合（清酒）
- 茨城県納豆商工業協同組合（納豆、納豆加工品）
- 笠間焼協同組合（笠間焼の陶芸品）
- 茨城県スポーツ用品協同組合（スポーツ用品）
- 茨城中央ほしいも協同組合（干しいも）
- 企業組合笠間市物産センター
（笠間市特産の栗製品）
- 宮川製菓協業組合（菓子類）
- 茨城県ケータリングカー協同組合（飲食料品）

中小企業強靱化法と事業継続力強化計画認定制度

近年、大規模な自然災害が全国各地で頻発しています。こうした自然災害は、個々の事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。このため、中小企業庁は、中小企業の自然災害に対する事前対策（防災・減災対策）を促進するため、第198回通常国会に「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（以下、中小企業強靱化法という）」を提出し、令和元年5月29日に成立、7月16日に施行されました。

本号では、この中小企業強靱化法の概要と本法に基づき「事業継続力強化計画」を策定し、経済産業大臣の認定を受けて防災・減災に取り組む中小企業者への支援策について紹介します。

I 中小企業強靱化法の概要

1. 中小企業強靱化法の趣旨

自然災害の頻発、経営者の高齢化等の近年における中小企業をめぐる環境の変化を踏まえ、中小企業の事業活動の継続に資するため、①中小企業が単独で又は連携して行う事業継続力強化に対する支援、②商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化を図る事業に対する支援、③遺留分に関する民法の特例の個人事業者への対象の拡大等一の措置を講じるものです。

2. 中小企業強靱化法による主な措置事項

本法律における主要な措置事項は次の通りです。

(1) 中小企業・小規模事業者の事業継続力の強化

① 事業継続力強化に関する「基本方針」の策定

経済産業大臣が、中小企業が行う事前対策の内容や中小企業を取り巻く関係者（サプライチェーンの親事業者、金融機関、保険会社、地方自治体、商工団体等を想定）に期待される協力を規定した基本方針を策定する。

② 中小企業の事業継続力強化に関する計画を認定し、支援措置を講じる

中小企業者が単独で行う「事業継続力強化計画」や複数の中小企業が連携して行う「連携事業継続力強化計画」を経済産業大臣が認定する制度を創設し、認定事業者に対し、信用保証枠の追加、低利融資、防災・減災設備への税制優遇、補助金の優先採択等の支援措置を講じる。

③ 中小企業者が単独で行う「事業継続力強化計画」

例) 災害時の初動対応、自家発電、制震・免震装置等の設備投資、保険加入等のリスクファイナンス、実効性確保に向けた訓練の実施等

④ 複数の中小企業が連携して行う「連携事業継続力強化計画」

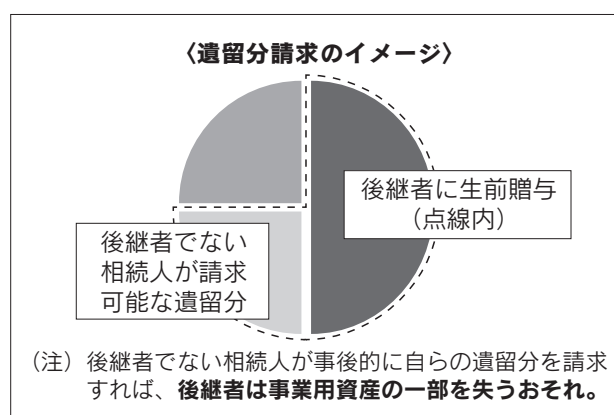
例) 経営資源の融通（原材料、人員派遣、代替生産）等

⑤ 商工会・商工会議所による小規模事業者の事業継続力強化の支援

商工会又は商工会議所が市町村（特別区含む）と共同して行う、小規模事業者の事業継続力強化に係る支援事業（普及啓発、指導助言、復旧支援等）に関する計画を都道府県が認定する制度を創設。これらに要する経費は地方交付税措置を講じ、地方における小規模事業者支援を推進する。

(2) 中小企業の経営の承継の円滑化

個人事業者の土地、建物、機械・器具備品等の承継に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」の創設が平成31年度税制改正大綱に盛り込まれたことを踏まえ、新税制の効果が十分に発揮されるよう、遺留分に関する民法特例の対象を個人事業者に拡大する。



(3) その他（関係者の関与による基盤強化等）

小規模事業者の経営発達に係る支援事業については、商工会・商工会議所と市町村（特別区含む）が共同で計画を作成するとともに、この計画を都道府県知事が認定。

また、これらに関する情報提供、相談対応等を、新たに（独）中小機構の業務に追加するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正。

II 「事業継続力強化計画」認定制度

1. 事業継続力強化計画の必要性

近年の気候変動等の影響により、西日本豪雨(平成30年7月豪雨)や台風による深刻な被害が各地で発生しています。加えて、近い将来、南海トラフ地震や首都直下型地震といった巨大地震の発生が予測されています。また、全国各地で雪害や竜巻、火山の噴火等様々な自然災

害に伴うリスクも想定されます。

地域の経済活動やサプライチェーンを支える企業として、いざという時に従業員の命や雇用を守り、地域や顧客との関係を維持・発展させていくことが必要です。

そのためには実効性のある計画を策定し、災害に負けない「事業継続力」を強化させることが望めます。

〈災害発生に伴うリスク例〉

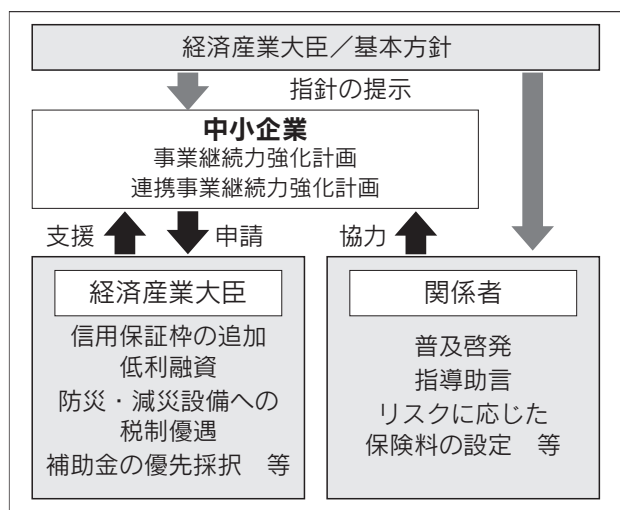
○事業活動停止のリスク
営業再開が遅れ、取引先が発注先を替えてしまう。
営業停止期間中、営業上の損失が生じ続ける。
営業停止期間中に得られたはずのビジネスチャンスを逃してしまう。
○ヒト(人員)
連絡網等を準備していなかったため、一部従業員の所在が掴めず、人手の確保ができない。
○モノ(建物・設備・在庫等)
大雨で浸水し、倉庫にあった在庫がすべて販売不可になってしまった。
○カネ(資金繰り)
保険に入っていなかったため、設備の復旧に必要な資金の目途が立たない。
○情報
データのバックアップを保存しておらず、重要なデータをすべて喪失してしまった。

2. 事業継続力強化計画認定制度の概要

災害に負けない事業継続を強化させるために必要な「事業継続力強化計画」は、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取り組みを計画するものです。本計画を作成し、経済産業大臣より認定された事業者は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の優先採択等を受けることができます。

計画に記載する取り組みは、例えば、災害時における従業員の避難・被害状況把握、災害時における社内体制

【事業継続力強化計画認定のスキーム】



の設定等の初動対策に加え、人員、設備、資金繰り、情報保全等で必要な対策の検討、従業員への訓練や計画の見直し等の実効性の確保等を盛り込むこととなります。

なお、「事業継続力強化計画」の申請は、単独の企業で作成する「事業継続力強化計画」と、複数の企業が連携して作成する「連携事業継続力強化計画」の2種類があります。

※左記のスキームの「関係者」には、それぞれの判断により、災害対策の普及や支援等の実施が期待されています。

○商工団体（商工会、商工会議所、中央会）

●商工会、商工会議所は、都道府県知事から「事業継続力強化支援計画」の認定を受けて、事前対策の普及啓発や災害発生時の被害状況把握等を行う。

●中小企業団体中央会は、組合を通じた相互連携による事前対策を促進する。

○サプライチェーンの親事業者

●取引先中小企業へのセミナー等を通じた普及啓発を実施する。

●事前対策の実施支援、下請協会や業界単位での取り組みを支援する。

○金融機関

●災害対策の普及啓発を実施する。

●事前対策に必要な資金の融資。

●災害時に備えた事前の資金繰り相談、コミットメントラインなどの対応。

○損害保険会社

●事前対策の取り組み状況等を踏まえた、リスクに応じた保険料の設定。

●ハザードマップを活用した災害リスクの啓発やBCP策定等の対策支援。

○地方自治体(都道府県、市町村)

●認定制度活用促進のための普及啓発や独自のインセンティブ付け。

●普及啓発及びBCP策定支援・補助金・制度融資等の支援措置。

3. 事業継続力強化計画認定事業者に対する支援策

事業継続力強化計画認定事業者に対しては、次のような支援策が講じられています。

〈主な支援策〉

(1)	金融支援 (日本政策金融公庫による低利融資など)
(2)	中小企業信用保険法の特例
(3)	防災・減災設備への税制優遇
(4)	補助金の優遇措置
(5)	認定ロゴマークの使用など
(6)	本制度と連携する企業・団体からの支援

〈支援策の具体的な内容〉

(1)金融支援

日本政策金融公庫の低利融資、信用保証の別枠等、計画の取り組みに関する資金調達について支援を受けることができます。

①日本政策金融公庫による低利融資

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けることができます。(融資のご利用にあたっては、別途日本政策金融公庫の審査が必要となります。)

貸付金利	設備資金について、基準利率から0.9%引下げ(運転資金については基準利率) (信用リスク・貸付期間などに応じて所定の利率が適用されます。)
貸付限度額	〈中小企業事業〉 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)(設備資金において、0.9%の引下げが適用となるのは、貸付限度額のうち2億7千万円までです。) 〈国民生活事業〉 7,200万円(うち運転資金4,800万円)
貸付期間	設備資金20年以内 長期運転資金7年以内(据置期間2年以内)

②中小企業投資育成株式会社法の特例

事業継続力強化計画の認定を受けた場合、通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社(中小企業者)も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

③日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外子会社が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫による債務の保証を受けることが出来ます。

○補償限度額：1法人あたり最大4億5,000万円

○融資期間：1～5年

(2)中小企業信用保険法の特例

中小企業者は、連携事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

〈保証限度額〉

	通常枠	別枠
普通保険	2億円 (組合4億円)	2億円 (組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新規事業開拓保険	2億円⇒3億円 (組合4億円⇒6億円) (保証枠の拡大)	

海外投資関係保険

2億円⇒3億円
(組合4億円⇒6億円)
(保証枠の拡大)

(3)防災・減災設備への税制優遇

認定計画に従って取得した一定の設備等について、取得価額の20%の特別償却を受けることができます。

〈対象設備〉

自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものが対象となります。

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

(4)補助金の優遇措置

計画認定を受けた事業者は、ものづくり補助金等一部の補助金において、審査の際、加点を受けられます。

(5)認定ロゴマークの使用、中小企業庁のホームページでの公表など

計画認定を受けた事業者は、会社案内や名刺で「認定ロゴマーク」の使用が可能となります。また、中小企業庁のホームページで企業名が公表されるなど、災害に負けない「事業継続力強化」に取り組んでいる事業者として、取引先や一般市民に対して強くアピールすることができます。



〈認定ロゴマーク〉

4. 事業継続力計画の策定と計画の認定申請

(1) 事業継続力強化計画の策定

事業継続力強化計画の策定に当たっては、「単独型」「連携型」のどちらで取り組むのかを選択します。

※グループ会社等複数で申請する場合は、連携型となります。自社以外が全て中小企業者以外の場合は単独型となります。

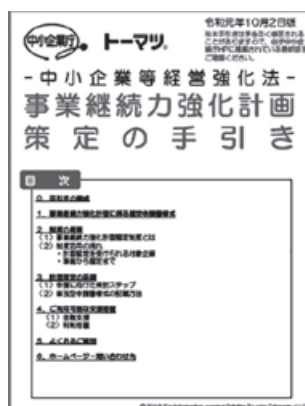
次に、「基本方針」及び「作成指針」を踏まえ、「事業継続力強化策定の手引き」を参考にして、事業継続力強化計画を作成します。

☞ 「基本方針」、「作成指針」、「事業継続力強化策定の手引き」、「認定申請書様式」は中小企業庁のホームページ(事業継続力強化計画)からダウンロードしてください。

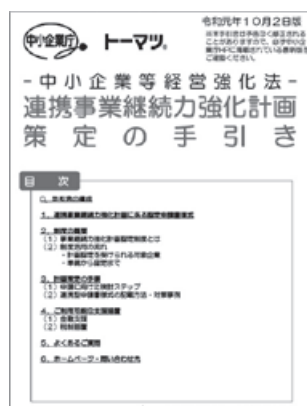
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

※中小企業庁のホームページで公開されている「事業継続力強化計画策定の手引き」

〈単独型〉



〈連携型〉



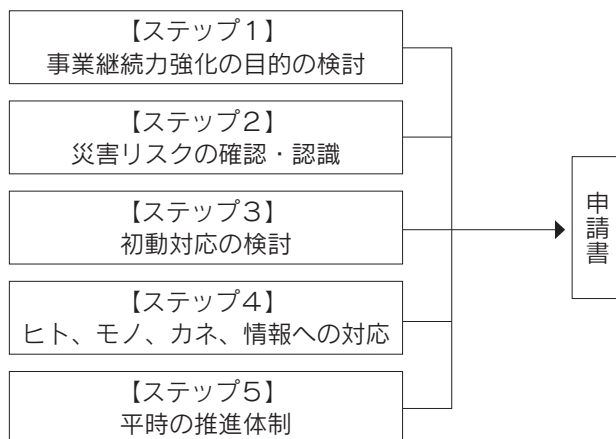
(2) 事業継続力強化計画策定の流れ

事業継続力強化計画の認定申請に当たっては、主に次の5つのステップを通じて申請書を作成します。

記述の通り、事業継続力強化計画には、単独の企業で作成・申請する「事業継続力強化計画(単独型)」と、複数の企業が連携して作成・申請する「連携事業継続力強化計画(連携型)」があります。

☞ 計画書作成についてご不明な点は、最寄りの商工会又は商工会議所(単独の企業で作成する「事業継続力強化計画」の場合)、中央会(複数の企業が連携して作成・申請する「連携事業継続力強化計画」の場合)にご相談ください。

〈5つの検討ステップ〉



(2)-1 単独の企業が作成する場合(単独型)

【ステップ1】事業継続力強化の目的の検討

事業継続力の強化を図るうえで、まずはその目的を考えることが重要です。

〈事業継続力強化計画策定に至る背景等〉

- ①近年、中小企業の事業活動に大きなダメージを与える大規模災害が相次いで発生している。
- ②IT化の進展等により事業環境の変化が加速しており、事業断絶に伴う機会損失は従来と比べて大きなものになっている。
- ③一度、自然災害が発生すると「従業員やその家族」、「顧客や取引先」、「地域の方々」等に大きな影響が及ぶことになる。

※事業継続力強化の第1ステップは、「何のためにこの取り組みを行うのか」を明らかにすることから始まります。

※目的を記載する際は、自らの事業継続力強化が、自然災害等が起こった際に、経済社会に与える影響の軽減に資する観点を踏まえて、記載することになります。

【ステップ2】災害リスクの確認・認識

ハザードマップなどを活用しながら、事業所・工場などが立地している地域の災害リスクを確認・認識します。ハザードマップには、土砂災害や洪水などの被害想定区域などが示されています。これを基に、自社、取引先などの立地が、どのような被害となりそうかを予測します。また、周辺道路が災害時にも利用できそうか、電気、水道、ガス等も継続利用が可能かという点を推測するための基礎資料としても活用できます。

このような被害想定を基に、「ヒト(人員)」「モノ(建物・設備・インフラ)」「カネ(リスクファイナンス)」「情報」の四つの切り口から自社にどのような影響が生じるかを考えます。

【ステップ3】初動対応の検討

災害が発生した直後の初動対応を検討します。この際、個別の企業においては、以下の取り組みが求められます。

- ①人命の安全確保
- ②非常時の緊急時体制の構築

③被害状況の把握・被害情報の共有

なお、初動対応例としては次のようなものがあります。

○自然災害等が発生した場合の初動対策例

人命の安全確保(従業員の避難、安否確認)
非常時の緊急体制の構築
被害状況の把握と情報発信

効果のあった対応

適切な避難誘導(東日本大震災)

工場に最も近い高台を避難場所と決めておき、従業員に対する避難誘導手順を作成しておいたため、従業員を無事に避難させることができた。

安否確認の実施(東日本大震災)

平常時に従業員の緊急連絡先リストを作成しておいたことで、災害時に安否確認メールの一斉配信をすぐに行え、従業員一人一人からの返信によって安否確認ができた。

指揮命令体制の整備(大阪府北部地震)

災害対策本部の設置基準を「震度6以上の地震が発生した場合」と設定し、災害対策本部の校正要員、拡販の役割も事前に決めていたことで、混乱なくスムーズに対策本部を設置することができた。

状況把握と情報発信(西日本豪雨)

災害が発生した場合に「工場の被害状況」「工場の復旧見通し」「納期の遅れの発生の有無」をホームページを通して発信することと、主要な顧客に同情報を連絡することを決めていた。結果、混乱が起きず、納期の遅れは少しあったものの顧客離れが起きることもなかった。

○ヒト(人員)の事前対策例

災害時の緊急参集要員の決定
離れた地域の同業者や関係企業と非常時の人員応援協定を締結

効果のあった対応

遠隔地の同業者が代替生産(熊本地震)

事前に遠隔地の同業者と応援協定を結び、代替生産体制を構築していたため、被災時に重要な金型を提携先に持ち込み、応援人員により、生産を継続することができた。

○モノ(建物・設備・在庫等)の事前対策例

・排水溝等の定期的な清掃
・棚、什器、机、パソコン等の固定状況、耐震対策等の状況確認、免振装置の導入(地震対策)
・配電盤を高所に設置(水害対策)
・二次災害の危険性があるボイラーや火気設備等に自動停止機能を付加
・事業に必要な資源(設備、資材、燃料)の調達先リストの作成

効果のあった対応

受電設備等の高所設置(西日本豪雨)

過去の水害を踏まえ、冷蔵庫用の電気設備を高所に配置しておいたため、豪雨により店舗は水浸したが、電気設備は被害を受けず、早期に営業を再開できた。

オフィス内什器、事務機器の固定(大阪府北部地震)
事業所内にある棚やコピー機、社員のデスクまわりの固定化をしていたため、大きな被害が出なかった。

○カネ(資金繰り)の事前対策例

- ・水害や地震等の災害に対応した損害保険や共済への加入(建物や機械装置だけでなく、製品在庫や資材等を対象とした保険・共済に加入)
- ・休業時に利益補償をする保険に加入
- ・被災した際に融資を受けられる金融機関や行政窓口の確認

効果のあった対応

リスクファイナンス対策の取り組み(東日本大震災)

津波で大きな被害を受けたが、あらかじめ地震保険に加入していたため、保険で復旧費用を確保できた。結果、従業員を解雇することもなく、その後の新入社員確保にプラスに作用した。

○情報(顧客データ等)の事前対策例

- ・契約書や顧客情報(重要な情報)のバックアップを作成し、安全な場所(貸金庫や遠隔地)に保管

効果のあった対応

機械の設計図面データの常時バックアップ(東日本大震災)

機械の設計図面等の重要なデータのバックアップを遠方のグループ会社に常時保管していたため、地震によるサーバの停止後の復旧が迅速にできた。

【ステップ4】ヒト、モノ、カネ、情報への対応

ステップ2で検討したヒト、モノ、カネ、情報への影響を踏まえ、どのような対策を実行することが適当か検討します。例えば、以下の取り組みが考えられます。

- ①社員の多能工化を進める
- ②設備の耐震化
- ③保険の加入
- ④バックアップデータの取得

【ステップ5】平時の推進体制

事業継続力の強化においては、平時の取り組みが大切です。平時から繰り返し取り組むことで、緊急時においても落ち着いて、適切に対応することができるようになります。平時の取り組みの検討にあたっては、以下の点に留意することが大切です。

- ①経営層の指揮の下、事業継続力強化計画の内容を実行すること(平時の推進体制に経営陣が関与すること)
- ②年に一回以上の訓練を実施すること、そして取り組み内容の見直しを定期的に行うこと

(2)-2 複数の企業が連携して作成する場合(連携型)

【ステップ1】事業継続力強化の目的の検討

事業継続力の強化を図る上で、個別企業では対応が難しい、又は非効率なことであっても、複数の企業が連携することで大きな成果に繋がる場合もあります。連携型の特徴は、次のとおりです。

- ①災害時には自社のリソースだけでは早期復旧が困難な場合があるが、例えば、事業所内に流入した土砂の撤

去作業を連携事業者の協力を得て行うことで早期復旧が可能となる。

②集団で取り組むことにより、発信力・交渉力が強化される。

③被災しなかった企業と協力関係を構築することで、代替生産や復旧に向けた人員応援が可能となる。

まず、連携企業同士で話し合い、事業継続力の強化の取り組みの目的について考えます。(例「供給責任を果たす」、「地域社会の安全確保」、「災害協定の締結による災害ダメージの軽減」等)。

目的を記載する際に、自らの事業継続力強化が、自然災害等が起こった際に、経済社会に与える影響の軽減に資する観点を踏まえることは、単独型と同じです。

【ステップ2】災害リスクの確認・認識

ハザードマップ等を活用しながら、事業所・工場等が立地している地域の災害リスクを確認・認識します。被害想定を基に、「ヒト(人員)」「モノ(建物・設備・インフラ)」「カネ(リスクファイナンス)」「情報」の四つの切り口から自社にどのような影響が生じるかを考えることは単独型と同じです。

一方で、連携事業継続力強化計画では、連携企業の中で想定する災害を決定し、その中でどのような連携を図るかを検討することになります。

例) 南海トラフ地震では〇社の被災が想定され、
×社に対する影響は…

また、連携企業の中で既に被害想定を検討している企業が存在する場合は、その結果を共有することも効率的です。

【ステップ3】初動対応の検討

災害が発生した直後の初動対応を検討します。連携事業継続力強化計画において、災害が発生した場合は、個々で以下の取り組みが求められます。(単独の企業が作成する場合の「ステップ3」に同じです。)

①人命の安全確保

②非常時の緊急時体制の構築

③被害状況の把握・被害情報の共有

また、上記の個々の取り組みに加えて、連携企業間の

④指揮命令体制の整備

⑤被害状況の集約と情報発信

についても検討を行います。

【ステップ4】ヒト、モノ、カネ、情報への対応

ステップ2で検討したヒト、モノ、カネ、情報への影響を踏まえ、連携型では連携企業間でどのような対策を実行することが適当か検討します。

これには、非被災企業から人員を派遣する、非被災企業で代替生産を行う、団体保険・共済へ加入する、共同で重要情報のバックアップサーバーを設置する等が考えられます。

【ステップ5】平時の推進体制

連携企業における平時の推進体制を検討します。連携企業をとりまとめる「事務局」を設置し、定期的な会合を開催し、連携事業継続力強化計画の内容確認を行うこと等が考えられます。定期的に連携企業間で訓練や教育を行うことも検討します。

3. 事業継続力強化計画認定申請書の申請先

申請先 関東経済産業局 産業部 中小企業課
〒330-0715
さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館
電話048-600-0321

(1)茨城県内の事業者は、関東経済産業局長宛てに必要な書類をご提出ください。

(2)認定を受けた場合、関東経済産業局から認定通知書と計画申請書の写しが交付されます。(申請から認定まで約45日かかります。)

(3)申請に必要な書類は次のとおりです。

①申請書

②チェックシート(申請書に記載漏れがないか等を確認するためのチェックシート)

③BCP等の参考書類がある場合は、その書類

④上記の①申請書、②チェックシート、③BCP等の参考書類を納めた電子データ(PDFファイル)が格納されているCD-R

⑤返信用封筒(A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手(申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額)を貼付してください。)

事業継続力強化計画の問合せ先(一部再掲)

○事業継続力強化計画について

●中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室
電話 03-3501-0459

●関東経済産業局 産業部 中小企業課
電話 048-600-0321

○事業継続力強化計画の策定について

●茨城県中小企業団体中央会
電話 029-224-8030

●最寄りの商工会

商工会の所在地は「茨城県商工会連合会」にご照会ください。

茨城県商工会連合会

電話 029-224-2635

●最寄りの商工会議所

商工会議所の所在地は「茨城県商工会議所連合会」にご照会ください。

茨城県商工会議所連合会

電話 029-226-1854